

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

表丹沢野外活動センターの施設として「いろり棟（昔の生活学習館）」を加えるとともに、その使用料の額について定めるため、改正するものであります。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例

秦野市表丹沢野外活動センター条例（平成18年秦野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) いろり棟（昔の生活学習館）

第5条第1項中「野外活動センターの施設のうち第3条に定める施設（」を「第3条各号に掲げる施設（いろり棟（昔の生活学習館）又は）」に改める。

別表研修棟の部の次に次のように加える。

いろり棟（昔の生活学習館） （専用使用する場合）	1時間につき	600円	1,200円
-----------------------------	--------	------	--------

別表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 研修棟に宿泊する者がいろり棟（昔の生活学習館）を専用使用する場合のその専用に係る使用料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前における使用の承認）

2 いろり棟（昔の生活学習館）に係る使用の承認は、この条例による改正後の秦野市表丹沢野外活動センター条例第5条第1項の規定に基づいて、施行日前においても行うことができる。